

一般廃棄物処理業許可証

許可番号第 8 号

住 所 三重県津市戸木町 5012 番地
氏 名 有限会社 三功
代表取締役 片野 宣之

令和7年1月27日付けで申請のあった一般廃棄物処理業許可申請については、度会町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の規定により次の条件をつけて許可する。

記

- 1 作業区域 度会町全域
- 2 有効期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日
- 3 条 件 裏 面

令和7年2月26日

度会町長 中村 忠彦



許可条件

- 1 関係法令及び条例等に違反しないこと。
- 2 搬入する処理施設は伊勢広域清掃工場とする。ただし、特定家庭用機器商品化法第2条第5項に規定する廃棄物については、夏山金属株式会社とする。
- 3 搬入できる廃棄物は、一時多量の家庭系一般廃棄物及び特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する廃棄物に限るものとする。
- 4 許可車両は 5 台とする。
- 5 許可作業区域は、度会町全域とし、毎月末の収集運搬量を種類別に翌月の10日までに報告すること。
- 6 許可証板は、車両の指定する個所に必ず装置すること。
- 7 作業中は、従業員者証を必ず携帯すること。
- 8 ごみ処理手数料は、適切に徴収すること。
- 9 収集作業は、常に公平親切に取扱い、町民に迷惑を及ぼさないよう実施すること。
- 10 廃棄物の処理等、町が指示する事項については、速やかに協力すること。
- 11 許可条件、その他指示事項に違反したときは、許可を取り消すことがある。
- 12 伊勢広域環境組合清掃工場の一般廃棄物処分手数料を滞納した場合は、許可を取り消すことがある。



三功（更新）

許可車両調書				
許可番号	車名	年式	登録番号	積載容量
8-1	日野	平成22年11月	三重830 す 3512	4,050kg
8-2	日野	平成23年12月	三重130 さ 3536	2,250kg
8-3	日野	平成15年4月	三重800 さ 8026	1,950kg
8-4	日野	平成17年6月	三重830 そ 350	1,950kg
8-5	日野	平成23年8月	三重830 す 3518	4,000kg